

第1章 総則(第1条~第4条)

主題および目的(第1条)

Point

- ・GDPRは、個人データの処理に関する自然人の保護と個人データの自由な流通に関する規則である。
- ・GDPRの目的は、個人データ保護に関連する自然人の基本権と自由の保護である。

第1条 主題および目的

1. 本規則は、個人データの処理に関する自然人の保護に関する規則および個人データの自由な流通に関する規則を定めるものとする。
2. 本規則は自然人の基本権ならびに自由、および特に個人データの保護の権利を保護するものとする。
3. 欧州連合域内における個人データの自由な流通は、個人データの処理に関する自然人の保護に関する理由によって、制限され、または禁止されてはならない。

1. 目的

GDPRは、EU機能条約第16条およびEU基本権憲章第8条で規定されている基本権としての個人データ保護の権利の二次法として制定された。すなわち、GDPRの生みの親は、機能条約と基本権憲章であり、GDPRは人権思想に根付いている。そのため、その目的は、自然人の基本権と自由の保護にある。もっとも、他の基本権との衡量が必要な場合が生ずる場合があり、比例原則に従い、個人データ保護の権利と他の基本権等との調整が図られることとなっている(前文4項)。

加盟国における個人データの処理に関して個人データの保護の権利における自然人の権利および自由の保護の水準が異なることは、基本権の保護のみならず、個人データの自由な流通にも支障を及ぼしてきた(前文9項)。そこで、EUにおける統一的な個人データ保護に関連する基本権と自由の保護と、個人データの自由な流通を図るための立法が整備された。

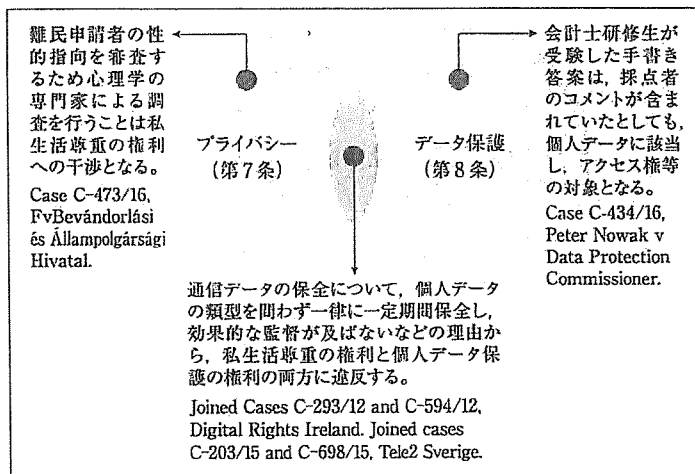
2. 「私生活尊重の権利」と「個人データ保護の権利」

EUにおいては、プライバシー権として理解される「私生活尊重の権利」と「個人データ保護の権利」は一般的に区別される。基本権憲章では、「すべての者は、自らの私生活ならびに家庭生活、住居および通信への尊重を受ける権利を有する」(7条)と「すべての者は、自らに関する個人データの保護への権利を有する」(8条)はそれぞれ別の条項が設けられている。すなわち、私生活尊重の権利は、私的事柄への過度な干渉の防止の必要性から、そして個人データの保護の権利は、自らに影響を及ぼす事柄への個人の十分なコントロールを保護する必要性から、それぞれの規定が設けられている¹⁾。

両者は重なり合う部分もあるが、個人データの保護の権利は私生活に関わらない事項にまで個人のコントロールを認めている点で広範な権利であると考えられてきた²⁾。EUにおける個人データ保護の権利は、欧州人権条約の私生活尊重の権利(8条)の法理の影響も受けつつ、発展を遂げてきた³⁾。

GDPRはそれ自体が独立した立法として存在しているわけではなく、基本権憲章の二次法ないし派生法として、基本権としての個人データ保護の権利、および基本権憲章の「人間の尊厳」(1条)の価値を体現している⁴⁾。なお、ドイツにおいて発展してきた「情報自己決定権」は、他のEU加盟国においても大きな影響を有してきたが、基本権憲章や指令においてこの権利が直接反映されているわけではない。

図表5 基本権憲章における7条と8条の関係⁵⁾



実体的範囲(第2条), 地理的範囲(第3条)

Point

- ・EU域内に管理者・処理者を設置した事業において個人データを処理する場合、規則が適用される。
- ・設置とは、支店・子会社という形式的側面ではなく、設備の安定的配置により真に効果的な活動を行っていることを指す。
- ・EU域内に管理者・処理者を設置していなくても、①EU在住の者に対して商品・サービスの提供を行っている場合(電子商取引等)、または②EU在住の者の行動を監視している場合(ウェブ追跡)には規則が適用される。

第2条 実体的範囲

1. 本規則は、個人データの自動的手段および自動的手段以外の処理に対して、ファイリングシステムの一部をなすかまたはファイリングシステムの一部をなす予定である個人データの処理の全部または一部に適用される。
2. 本規則は、次の個人データの処理に適用されない。
 - (a) EU法の範囲外にある活動中にある場合
 - (b) 加盟国により基本条約V編2章の範囲内にある活動を実施する場合
 - (c) 自然人による純粋に個人または家庭の活動中にある場合

(d) 権限ある機関により、公共の安全の保護およびその脅威の防止を含む、犯罪の防止、捜査、探知もしくは訴追または刑罰の執行を目的とする場合

3. EUの機関による個人データの処理については、規則45/2001が適用される。規則45/2001および当該個人データの処理に適用されるその他のEUの法律行為は98条に従い本規則の原則および規則に適合されなければならない。
4. 本規則は、特に指令2000/31/EC12条から15条における媒介サービス提供者の責任の規則について、当該指令の適用を損ねてはならない。

第3条 地理的範囲

1. 本規則は、処理がEU域内で行われているか否かに関わりなく、EU域内において管理者または処理者が設置された活動の状況にある個人データの処理に適用される。
2. 本規則は、処理活動が次のいずれかに関連する場合、EU域内に設置されていない管理者または処理者によるEU域内に在住するデータ主体の個人データの処理に適用される。
 - (a) データ主体の支払いの有無にかかわらず、EU域内の当該データ主体に対する商品またはサービスの提供、または
 - (b) 当該データ主体の行動がEU域内で生じる限りにおいてその行動の監視
3. 本規則は、EU域内に設置されていないが、加盟国法が国際公法を通じて適用される場所において管理者による個人データの処理に適用される。

1. 実体的範囲

GDPRは、ファイリングシステムの一部をなすかまたはファイリングシステムの一部をなす予定である個人データの処理に適用される。自動処理のみならず、自動処理以外の方法(マニュアル処理)に対しても適用される(2条1項)。

①EU法の範囲外にある活動中にある場合、②加盟国により基本条約V編2章の範囲内にある活動を実施する場合、③自然人による純粋に個人または家庭の活動中にある場合、④権限ある機関により、犯罪の防止、捜査、探知もしくは訴追または刑罰の執行を目的とする場合にはGDPRは適用されない。なお、④については、刑事司法分野の指令2016/680がある。

個人がもっぱら個人・家族の事柄についてオンラインフォーラムを利用する場合、「純粋に個人または家庭の活動中」に該当すると考えられる。これに対し、企業、慈善団体、政党等がオンラインフォーラムを利用する場合は、この例外を用いることはできない。⁶⁾

[著者紹介]

中央大学総合政策学部准教授。
一橋大学大学院法学研究科博士課程修了，博士（法学）。内閣府個人情報保護推進室政策企画専門職。ハーバード大学ロースクール客員研究員。ブリュッセル自由大学ブリュッセルプライバシーハブ客員研究員。駿河台大学法学部講師・准教授等を経て現職。著書「個人情報保護の施策」（朝陽会）、「プライバシー権の復権」（中央大学出版部）、「事例で学ぶプライバシー」（朝陽会）、「ビッグデータの支配とプライバシー危機」（集英社）

EU 一般データ保護規則

2018年5月25日 第1版第1刷発行

著者 ^{みや}宮 ^{した}下 ^{ひろし} 紘
発行者 井村 寿人

発行所 株式会社 ^い勁 ^{そう}草 書 房

112-0005 東京都文京区水道2-1-1 振替 00150-2-175253
(編集) 電話 03-3815-5277/FAX 03-3814-6868
(営業) 電話 03-3814-6861/FAX 03-3814-6854
理想社・複製本

©MIYASHITA Hiroshi 2018

ISBN978-4-326-40365-4 Printed in Japan



JCOPY (出) 出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。
複写される場合は、そのつど事前に、(出) 出版者著作権管理機構
(電話 03-3513-6969、FAX 03-3513-6978、e-mail: info@jcopy.or.jp)
の許諾を得てください。

* 落丁本・乱丁本はお取替いたします。

<http://www.keisoshobo.co.jp>